

おくやみハンドブック

門真市

この「おくやみハンドブック」は、亡くなられた方に関する市役所等での手続きをご案内した冊子です。

今後、ご遺族様等がお手続きを進める中で、このハンドブックが少しでもお役に立てれば幸いです。



ご遺族の方へ

この度のご家族のご逝去に謹んでお悔やみ申し上げます。

この「おくやみハンドブック」は、亡くなられた方に関する市役所での手続きと、市役所以外での主な手続きをご案内しております。

今後、皆様がお手続きを進める中で、このハンドブックが少しでもお役に立てれば幸いです。

門真市長

もくじ

市役所での主な手続きチェックリスト	P.3
各種手続き	
1. 住民登録に関する手続き	P.6
2. 保険に関する手続き	P.7
3. 年金に関する手続き	P.12
4. 介護・福祉に関する手続き	P.17
5. 税金に関する手続き	P.22
6. こどもに関する手続き	P.27
7. 上下水道に関する手続き	P.33
8. その他の手続き	P.34
市役所以外での主な手続き一覧	P.40
補足情報	P.41
委任状、郵送請求様式	P.44
門真市庁舎のご案内	P.47
家系図、故人の財産について	P.49

死亡届提出の案内

ご遺族の皆様に、はじめに行っていただくのは「死亡届の提出」です。

死亡届につきましては、葬儀社がご遺族に代わって提出をされる場合が多く、葬儀が終わって
いれば、死亡届の提出は完了しています。

葬儀が終わりましたら、お亡くなりになった後の手続きを進めます。

手続きは大きく分けて、「市役所に対する手続き」（例：保険証の返却など）、「市役所以外
に対する手続き」（例：銀行口座の解約、法務局での不動産の名義変更など）になります。

飯盛斎場からのお知らせ（副葬品、連絡先）

飯盛斎場での火葬時に、棺の中に入れるものによっては、大気汚染ガスの発生や火葬炉内
での事故につながる場合があります。

また、ご遺体の尊厳を保ち、きれいな形でお骨上げするためにも、ご遺体と一緒に火葬
できないものは棺の中に入れてないようにしてください。

- ▶ 棺の中に入れることができるもの：お花、少量のお手紙、少量のお写真 など
- ▶ 棺の中に入れてはいけないもの：書籍、千羽鶴、果物、ぬいぐるみ、着物 など

飯盛斎場をご利用になられる際は、死亡届提出時にお渡しする案内をご確認のうえ、判断
に迷う場合はお問い合わせください。

飯盛霊園組合管理課 ☎ 0743-78-1195

戸籍記載までの日数

門真市に提出された死亡届の内容は、記載する戸籍の本籍地が門真市の場合、原則届出から
3 営業日後の午後を目途に戸籍の記載を行っておりますが、1 週間程度お日にちがかかる場合
があります。

死亡届を他の市区町村で提出された場合は、受付した市区町村から死亡届の送付を受けてから
戸籍の記載を行いますので、さらにお日にちがかかります。

また大型連休後や年末年始等の繁忙期はそれ以上に時間を要する場合があります。

戸籍記載の完了を確認されたい場合は、お問い合わせください。

市民文化部市民課 ☎ 06-6902-5970

なお、記載する戸籍の本籍地が門真市以外で、戸籍記載の完了を確認されたい場合は本籍地
の市区町村の戸籍事務担当課にお問い合わせください。

門真市手続きナビ

簡単なアンケートに答えるだけで、市役所で必要な手続きを確認するこ
とができるウェブサイト「門真市手続きナビ」を開設しています。

右記の二次元コードを読み取ってご利用ください。

（参考）<https://kadoma-city.supportnavi.jp>



市役所での主な手続きチェックリスト

※令和7年3月時点の手続き

※亡くなられた方の住所が門真市以外の場合は、住民登録している自治体へお問い合わせください。

区分	亡くなられた方の状況	該当 チェック	主な手続き	担当窓口(※)	参照 ページ
住民登録	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていたか。	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードの廃止	市民課 (別館1階)	P.6
	印鑑登録をしていましたか。	☐	印鑑登録証(カード)の返却または破棄		P.6
健康保険	国民健康保険に加入していましたか。	☐	①保険証または資格確認書の返却 ②葬祭費の申請 ③高額療養費の申立て申請 ④相続人による送付先変更届の提出	健康保険課 (別館1階)	P.7
	国民健康保険の納付は済んでいましたか。	☐	納付に係る手続き	収納課 (別館2階)	P.9
	後期高齢者医療保険に加入していましたか。	☐	①保険証または資格確認書の返却 ②葬祭費の申請 ③高額療養費等の振込登録口座の変更 ④相続人による送付先変更届の提出	健康保険課 (別館1階)	P.9
	後期高齢者医療保険の納付は済んでいましたか。	☐	納付に係る手続き	収納課 (別館2階)	P.11
	保険料を口座振替で納めていましたか。	☐	口座の変更など		P.12
年金	国民年金または厚生年金を受給していましたか。	☐	未支給年金の請求	市民課 (別館1階)	P.12
	国民年金に加入または国民年金を受給していましたか。	☐	遺族基礎年金の請求		P.13
	国民年金に加入していたことがありますか。(国民年金の受給前)	☐	①寡婦年金の請求 ②死亡一時金の請求		P.14
	厚生年金に加入または厚生年金を受給していましたか。	☐	遺族厚生年金の請求		P.16
	その他の年金を受給していましたか。	☐	必要な手続きの確認		P.16
福祉	重度障がい者医療費の助成を受けていましたか。	☐	医療証の返還及び喪失届の提出	障がい福祉課 (別館1階)	P.17
	障がい児福祉手当を受給していましたか。	☐	障がい児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障がい児福祉手当請求書の提出)		P.17

(※担当窓口について、ご来庁時にはレイアウトが変更されている場合があります。)

区分	亡くなられた方の状況	該当 チェック	主な手続き	担当窓口(※)	参照 ページ
福祉	特別障がい者手当を受給していましたか。	☐	特別障がい者手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障がい者手当請求書の提出)	障がい福祉課 (別館1階)	P.18
	経過的福祉手当を受給していましたか。	☐	経過的福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払経過的福祉手当請求書の提出)		P.18
	大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金を受給していましたか。	☐	重度障がい者在宅介護支援給付金受給資格者等異動届の提出		P.19
	身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていませんか。	☐	手帳の返還		P.19
介護・高齢	介護保険被保険者証などを持っていたか。	☐	証書の返却または破棄	高齢福祉課 (別館1階)	P.20
	介護保険料の納付は済んでいましたか。	☐	納付に係る手続き	収納課 (別館2階)	
	介護保険料を納付していましたか。	☐	送付先の設定	高齢福祉課 (別館1階)	P.21
	緊急通報装置を貸与されていましたか。	☐	緊急通報装置の返却		P.22
	福祉電話の貸与または使用料の補助を受けていましたか。	☐	福祉電話の廃止(貸与の場合は、福祉電話の返却)		P.22
税金	原動機付自転車(125cc以下、ミニカー)、小型特殊自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、軽三輪、軽四輪自動車を所有していましたか。	☐	①車両の廃車または名義変更の手続き ②「軽自動車税」の相続人代表者指定届出書の提出	課税課 (別館2階)	P.22
	(相続登記が済んでいない)固定資産を持っていたか。	☐	「固定資産税(・都市計画税)に係る土地及び家屋の相続人(現所有者)申告書」の提出		P.24
	市民税が課税されていませんか。	☐	被相続人の納税義務の承継、相続人代表者指定届出書の提出		P.25
	市税の納付は済んでいましたか。	☐	納付に係る手続き	収納課 (別館2階)	P.26
	市税などを口座振替で納めていましたか。	☐	口座の変更等		P.26
こども	児童手当を受給していましたか。	☐	①受給者変更の手続き ②資格消滅届または額改定届の提出	こども政策課 (別館1階)	P.27
	こども医療証をお持ちでしたか。	☐	こども医療証の返還、資格喪失届の提出		P.28
	児童扶養手当を受給していましたか。	☐	①受給者死亡届の提出 ②資格喪失届または額改定届の提出		P.28
	ひとり親家庭医療証をお持ちでしたか。	☐	ひとり親家庭医療証の返還、資格喪失届の提出		P.29

区分	亡くなられた方の状況	該当 チェック	主な手続き	担当窓口(※)	参照 ページ
こども	配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭となりましたか。	☐	児童扶養手当認定請求及びひとり親家庭医療証の交付申請	こども政策課 (別館1階)	P.29
	特別児童扶養手当を受給していましたか。	☐	①受給者変更の手続き ②資格喪失届または額改定届の提出		P.30
	児童が保育園や幼稚園に在籍していましたか。	☐	必要な手続きの確認	保育幼稚園課 (別館1階)	P.31
	放課後児童クラブに通っていましたか。	☐	放課後児童クラブ退会願の提出	保育幼稚園課 (分館1階)	P.31
	ファミリー・サポート・センターの会員登録をしていましたか。	☐	退会の電話連絡		P.32
	就学援助もしくは特別支援教育就学奨励費を受給している保護者でしたか。	☐	受給者や受給方法の確認または変更	学校教育課 (本館2階)	P.32
上下水道	上下水道を使用していましたか。	☐	名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き	お客さまセンター (泉町浄水場2階)	P.33
	下水道事業受益者負担金を納付中でしたか。	☐	受益者変更届の提出		P.33
農地	農地を所有していましたか。	☐	農地法に基づく届出	農業委員会事務局 (別館3階)	P.34
住宅	市営住宅に入居していましたか。	☐	異動届の提出及び市営住宅承継承認申請または市営住宅返還届の提出	都市政策課 (別館2階)	P.34
	遺品整理で出た物をクリーンセンターへ直接持込んで処分したいですか。	☐	クリーンセンターへの持込み	クリーンセンター施設課 (門真市クリーンセンター 施設棟1階)	P.35
駐輪場	市営有料自転車駐車場の定期利用者でしたか。	☐	定期使用料還付申請書の提出	道路公園課 (別館2階)	P.35
有功者	亡くなられた方が過去に門真市有功者として表彰されたことがありますか	☐	秘書課までご連絡をお願いします	秘書課 (本館3階)	P.36
弔慰金 自治会	自治会に加入していましたか。	☐	自治会長等へご確認ください	地域政策課 (別館3階)	P.36
慶弔見舞金	弔慰見舞金支給の対象となる場合があります。 ご確認ください。	☐	①交通災害弔慰見舞金の請求 ②災害弔慰見舞金の請求	危機管理課 (別館3階) 人権市民相談課 (別館3階)	P.37

(※担当窓口について、ご来庁時にはレイアウトが変更されている場合があります。)

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードの廃止

亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは失効します。不正利用を防ぐために、返却いただくか、ご遺族が破棄してください。

期 限	なし	手 続 き できる方	どなたでも可
必 要 な も の	—		
問合せ先	市民課 ☎ 06-6902-5821		
備 考	法令上、マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードは返却する必要はありません。ご遺族が破棄していただいて結構です。		

印鑑登録をしていた

印鑑登録証（カード）の返却または破棄

亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。不正利用を防ぐために、返却いただくか、ご遺族が破棄してください。

期 限	なし	手 続 き できる方	どなたでも可
必 要 な も の	・亡くなられた方の印鑑登録証（カード）		
問合せ先	市民課 ☎ 06-6902-5983		
備 考	ご遺族が破棄していただいて結構です。		

国民健康保険に加入していた①

保険証または資格確認書の返却

被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証や資格確認書を回収しています。

期 限	なし	手 続 き できる方	どなたでも可
必 要 な も の	・ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証または資格確認書		
問合せ先	健康保険課 ☎ 06-6902-5697		
備 考	担当課に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。		

国民健康保険に加入していた②

葬祭費の申請

被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000 円）が支給されます。

期 限	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内	手 続 き できる方	葬祭執行者
必 要 な も の	・ 窓口に来る人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ・ 葬祭執行を証明する書類（故人と喪主の氏名が記載された葬儀の領収書・会葬礼状など）		
問合せ先	健康保険課 ☎ 06-6902-5697		
備 考			

国民健康保険に加入していた③

高額療養費の申立て申請

被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなられ、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。

期 限	支給決定通知を受け取った日の翌日から2年以内	手 続 き できる方	相続人
必 要 な も の	・窓口に来る人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ・振込口座のわかるもの（預金通帳など）		
問合せ先	健康保険課 ☎ 06-6902-5697		
備 考			

国民健康保険に加入していた④

相続人による送付先変更届の提出

後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。

独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届を提出してください。

期 限	葬祭を行った日から2週間以内	手 続 き できる方	相続人
必 要 な も の	・窓口に来る人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ・変更先の住所が確認できるもの（相続人の本人確認書類など）		
問合せ先	健康保険課 ☎ 06-6902-5697		
備 考			

国民健康保険料の納付が済んでいない

納付に係る手続き

亡くなられた方の国民健康保険料の納付が済んでいない場合は、相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、納付相談をしてください。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き できる方	相続人
必 要 な も の	・ 相続人の本人確認書類		
問 合 せ 先	収納課 ☎ 06-6902-5935		
備 考			

後期高齢者医療保険に加入していた①

保険証または資格確認書の返却

被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証や資格確認書を回収しています。

期 限	なし	手 続 き できる方	どなたでも可
必 要 な も の	・ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書		
問 合 せ 先	健康保険課 ☎ 06-6902-5697		
備 考			

後期高齢者医療保険に加入していた②

葬祭費の申請

被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000 円）が支給されます。

期 限	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内	手 続 き で き る 方	葬祭執行者
必 要 な も の	・ 窓口に来る人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ・ 申請者の口座情報がわかるもの ・ 申請者が葬祭を行ったことが確認できるもの（申請者の氏名が宛名として記載された領収書など） ※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者がご自身で記入されない場合は印鑑が必要。		
問 合 せ 先	健康保険課 ☎ 06-6902-5697		
備 考			

後期高齢者医療保険に加入していた③

高額療養費などの振込登録口座の変更

被保険者が亡くなれたことによって口座が凍結されている場合などに、振込登録口座を変更することができます。

期 限	支給決定通知を受け取った日 の翌日から 2 年以内	手 続 き で き る 方	相続人
必 要 な も の	・ 窓口に来る人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ・ 振込口座のわかるもの（預金通帳など）		
問 合 せ 先	健康保険課 ☎ 06-6902-5697		
備 考			

後期高齢者医療保険に加入していた④

相続人による送付先変更届の提出

後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。

独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届を提出してください。

期 限	葬祭を行った日から 2週間以内	手 続 き できる方	相続人
必 要 な も の	・ 窓口に来る人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ・ 変更先の住所が確認できるもの（相続人の本人確認書類など）		
問合せ先	健康保険課 ☎ 06-6902-5697		
備 考			

後期高齢者医療保険料の納付が済んでいない

納付に係る手続き

亡くなられた方の後期高齢者医療保険料の納付が済んでいない場合は、相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、納付相談をしてください。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き できる方	相続人
必 要 な も の	・ 相続人の本人確認書類		
問合せ先	収納課 ☎ 06-6902-5935		
備 考			

保険料を口座振替で納めていた

口座の変更など

亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合は、口座の変更などが必要になりますので、窓口または電話にてご相談ください。

期 限	できるだけ速やかに	手続きできる方	相続人など
必要なもの	なし		
問 合 せ 先	収納課 ☎ 06-6902-5939		

国民年金または厚生年金を受給していた

未支給年金の請求

年金を受給している方が亡くなられたときにまだ受け取っていない年金や、亡くなられた日より後に振込みされた年金のうち、亡くなられた月分までの年金をその方と生計を同じくしていた遺族（1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 3 親等内の親族）の中で優先順位の高い（数字が小さい）方が受け取ることができるものです。

期 限	未支給年金の対象となる年金の支払日の翌月 1 日から 5 年以内	手 続 き できる方	遺族
必 要 な も の	・ 来庁者の本人確認書類 ・ 請求者のマイナンバー確認書類 ・ 請求者と死亡者の続柄が確認できる戸籍謄本（死亡日以降に交付されたもの） ※請求者が配偶者または 20 歳以下の子の場合、マイナンバーを記入することで戸籍謄本の添付を省略できます。 ・ 請求者の預金通帳、キャッシュカードなどの振込先口座確認書類 ・ 死亡者の年金証書などの基礎年金番号がわかる書類 ・ 別住所の場合は、生計同一関係に関する申立書（様式あり） ※代理人が請求する場合は委任状（様式あり）が必要です。 ※これら以外の書類が必要な場合もありますので、詳細は事前にお問い合わせください。		
問 合 せ 先	市民課 ☎ 06-6902-6005	守口年金事務所 ☎ 06-6992-3031	
備 考	遺族厚生年金を受け取ることができる場合は、未支給年金についても守口年金事務所でのお手続きとなります。		

国民年金に加入または国民年金を受給していた

遺族基礎年金の請求

亡くなられた方が次のいずれかに該当する場合、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者または子が受け取ることができるものです。

（「子」とは 18 歳になった年度の 3 月 31 日までにいる方、または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級・2 級の状態にある方）

- ①国民年金の被保険者である間に亡くなられたとき
- ②国民年金の被保険者であった 60 歳以上 65 歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が亡くなられたとき
- ③老齢基礎年金の受給権者であった方が亡くなられたとき
- ④老齢基礎年金の受給資格を満たした方が亡くなられたとき

※①、②は保険料納付要件を満たしていることが必要です。

※③、④は受給資格期間が 25 年以上ある方に限ります。

期 限	死亡日の翌日から 5 年以内	手 続 き できる方	子のある配偶者、子
必 要 な も の	・来庁者の本人確認書類 ・請求者と子のマイナンバー確認書類 ・請求者と子の預金通帳、キャッシュカードなどの振込先口座確認書類 ・請求者の年金証書（公的年金を受けている場合） ・死亡者の死亡診断書のコピーまたは死亡届の記載事項証明書 ・死亡者の年金手帳などの基礎年金番号がわかる書類 ・別住所の場合は、生計同一関係に関する申立書（様式あり） ※代理人が請求する場合は委任状（様式あり）が必要です。 ※これら以外の書類が必要な場合もありますので、詳細は事前にお問い合わせください。		
問 合 せ 先	市民課 ☎ 06-6902-6005 守口年金事務所 ☎ 06-6992-3031		
備 考	遺族厚生年金を受け取ることができる場合または死亡日が国民年金第 3 号被保険者期間中（配偶者の扶養に入っている）の場合は、守口年金事務所での手続きとなります。		

国民年金に加入していたことがある（国民年金の受給前）①

寡婦年金の請求

死亡日の前日において国民年金の保険料納付済期間及び免除期間が 10 年以上ある夫が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受け取ることなく亡くなられたとき、10 年以上継続して婚姻関係にあり、夫に生計を維持されていた妻が 60 歳から 65 歳になるまでの間、受け取ることができるものです。

期 限	死亡日の翌日から 5 年以内	手 続 き できる方	妻
必 要 な も の	・ 来庁者の本人確認書類 ・ 請求者のマイナンバー確認書類 ・ 請求者の預金通帳、キャッシュカードなどの振込先口座確認書類 ・ 死亡者の年金手帳などの基礎年金番号がわかる書類 ・ 死亡者の年金証書（公的年金を受けている場合） ・ 別住所の場合は、生計同一関係に関する申立書（様式あり） ※代理人が請求する場合は委任状（様式あり）が必要です。 ※これら以外の書類が必要な場合もありますので、詳細は事前にお問い合わせください。		
問 合 せ 先	市民課 ☎ 06-6902-6005 守口年金事務所 ☎ 06-6992-3031		
備 考	死亡一時金を受け取ることができる場合は、どちらか一方を選択して受け取ることとなります。		

MEMO

国民年金に加入していたことがある（国民年金の受給前）②

死亡一時金の請求

死亡日の前日において国民年金の保険料納付済期間が3年以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなられたとき、その方と生計を同じくしていた遺族（1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹）の中で優先順位の高い（数字が小さい）方が受け取ることができるものです。

期 限	死亡日の翌日から2年以内	手 続 き で き る 方	遺 族
必 要 な も の	・ 来庁者の本人確認書類 ・ 請求者のマイナンバー確認書類 ・ 請求者と死亡者の続柄が確認できる戸籍謄本（死亡日以降に交付されたもの） ・ 請求者の預金通帳、キャッシュカードなどの振込先口座確認書類 ・ 死亡者の年金手帳などの基礎年金番号がわかる書類 ・ 別住所の場合は、生計同一関係に関する申立書（様式あり） ※代理人が請求する場合は委任状（様式あり）が必要です。 ※これら以外の書類が必要な場合もありますので、詳細は事前にお問い合わせください。		
問 合 せ 先	市民課 ☎ 06-6902-6005 守口年金事務所 ☎ 06-6992-3031		
備 考	遺族基礎年金を受け取ることができる場合は支給されません。 寡婦年金を受け取ることができる場合は、どちらか一方を選択して受け取ることとなります。		

MEMO

厚生年金に加入または厚生年金を受給していた

遺族厚生年金の請求

守口年金事務所にお問い合わせください。

期 限	—	手 続 き できる方	—
必 要 な も の	—		
問合せ先	守口年金事務所 ☎ 06-6992-3031		
備 考			

その他の年金を受給していた

必要な手続きの確認

各共済組合などにお問い合わせください。

期 限	—	手 続 き できる方	—
必 要 な も の	—		
問合せ先	共済年金：各共済組合 企業年金：各企業年金基金または企業年金連合会 恩給：総務省政策統括官（恩給担当）恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400		
備 考			

重度障がい者医療費の助成を受けていた

医療証の返還及び喪失届の提出

亡くなられた方が重度障がい者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。

期 限	なし	手 続 き できる方	どなたでも可
必 要 な も の	・ 重度障がい者医療証		
問合せ先	障がい福祉課 ☎ 06-6902-6154		
備 考			

障がい児福祉手当を受給していた

障がい児福祉手当受給者死亡届の提出

(未払い分がある場合は未支払障がい児福祉手当請求書の提出)

亡くなられた方が障がい児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。

期 限	死亡日から 14 日以内	手 続 き できる方	親族
必 要 な も の	・ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの		
問合せ先	障がい福祉課 ☎ 06-6902-6154		
備 考	詳細はお問い合わせください。		

特別障がい者手当を受給していた

特別障がい者手当受給者死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障がい者手当請求書の提出)

亡くなられた方が特別障がい者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。

期 限	死亡日から 14 日以内	手 続 き できる方	親族
必 要 な も の	・ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの		
問合せ先	障がい福祉課 ☎ 06-6902-6154		
備 考	詳細はお問い合わせください。		

経過的福祉手当を受給していた

経過的福祉手当受給者死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支払経過的福祉手当請求書の提出)

亡くなられた方が経過的福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。

期 限	死亡日から 14 日以内	手 続 き できる方	親族
必 要 な も の	・ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの		
問合せ先	障がい福祉課 ☎ 06-6902-6154		
備 考	詳細はお問い合わせください。		

大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金を受給していた

重度障がい者在宅介護支援給付金受給資格者等異動届の提出

亡くなられた方が大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。

期 限	死亡日から 14 日以内	手 続 き できる方	親族
必 要 な も の	・ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの		
問合せ先	障がい福祉課 ☎ 0 6 - 6 9 0 2 - 6 1 5 4		
備 考	詳細はお問い合わせください。		

身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手帳の返還

亡くなられた方が身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。

期 限	なし	手 続 き できる方	どなたでも可
必 要 な も の	・ 亡くなられた方の身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳		
問合せ先	障がい福祉課 ☎ 0 6 - 6 9 0 2 - 6 1 5 4		
備 考			

介護保険被保険者証などを持っていた

証書の返却または破棄

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証などを返却または破棄してください。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き できる方	どなたでも可
必 要 な も の	・ 介護保険被保険者証 ・ 介護保険負担割合証 ・ 介護保険負担限度額認定証 など		
問 合 せ 先	高齢福祉課 ☎ 0 6 - 6 9 0 2 - 6 3 0 1		
備 考			

介護保険料の納付が済んでいない

納付に係る手続き

亡くなられた方の介護保険料の納付が済んでいない場合は、相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、納付相談をしてください。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き できる方	相続人
必 要 な も の	・ 相続人の本人確認書類		
問 合 せ 先	収納課 ☎ 0 6 - 6 9 0 2 - 5 9 3 5		
備 考			

介護保険料を納付していた

送付先の設定

還付通知等の郵便物を送付することがあるため、現住所に家族等が住んでおらず郵便物が届かない場合は、送付先を設定してください。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き できる方	相続人
必 要 な も の			
問合せ先	高齡福祉課 ☎ 06-6902-6301		
備 考			

緊急通報装置を貸与されていた

緊急通報装置の返却

亡くなられた方が緊急通報装置を貸与されていた場合、申し出ていただき、機器を返却する必要があります。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き できる方	どなたでも可
必 要 な も の	・緊急通報装置（本体・ペンダント）		
問合せ先	高齡福祉課 ☎ 06-6902-6176		
備 考	事前にお電話でご連絡ください。		

福祉電話の貸与または使用料の補助を受けていた

福祉電話の廃止（貸与の場合は、福祉電話の返却）

亡くなられた方が福祉電話を貸与されていた場合は返却する必要があります。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き できる方	どなたでも可
必 要 な も の	・ 電話機（貸与されている場合に限りです）		
問合せ先	高齡福祉課 ☎ 06-6902-6176		
備 考	事前にお電話でご連絡ください。		

原動機付自転車（125cc以下、ミニカー）、小型特殊自動車を所有していた

車両の廃車または名義変更の手続き

亡くなられた方が軽自動車などを所有されていた場合、車両の廃車または名義変更の手続きが必要です。

期 限	速やかに	手 続 き できる方	相続人など
必 要 な も の	・ ナンバープレート（返納できない場合は弁償金 200 円が必要） ・ 申告済証（ない場合は車台番号の石刷り） ・ 手続き者の本人確認書類		
問合せ先	課税課 ☎ 06-6902-5874		
備 考			

二輪の軽自動車、二輪の小型自動車を所有していた

車両の廃車または名義変更の手続き

亡くなられた方が軽自動車などを所有されていた場合、車両の廃車または名義変更の手続きが必要です。

期 限	速やかに	手 続 き できる方	—
必 要 な も の	・ 手続き場所が近畿運輸局大阪運輸支局となります。 そちらへお問い合わせください。		
問合せ先	近畿運輸局大阪運輸支局 ☎ 050-5540-2058		
備 考			

軽三輪・軽四輪自動車を所有していた

車両の廃車または名義変更の手続き

亡くなられた方が軽自動車などを所有されていた場合、車両の廃車または名義変更の手続きが必要です。

期 限	速やかに	手 続 き できる方	—
必 要 な も の	・ 手続き場所が軽自動車検査協会高槻支所となります。 そちらへお問い合わせください。		
問合せ先	軽自動車検査協会高槻支所 ☎ 050-3816-1841		
備 考			

原動機付自転車（125cc以下、ミニカー）、小型特殊自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、軽三輪、軽四輪自動車を所有していた

「軽自動車税」の相続人代表者指定届出書の提出

車両の廃車・名義変更の手続きが完了するまでは、納税通知書などを相続人の代表者に送付するため、「相続人代表者指定届出書」の届出が必要です。

期 限	速やかに	手 続 き できる方	相続人代表者
必 要 な も の	・ 相続人代表者の本人確認書類		
問合せ先	課税課 ☎ 06-6902-5874		
備 考			

固定資産を持っていた（相続登記が済んでいない）

「固定資産税（・都市計画税）に係る土地及び家屋の相続人（現所有者）申告書」の提出

固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、相続登記が完了するまでの間は、相続人の方に固定資産税（・都市計画税）を納付していただく必要がありますので、その相続人について申告するものです。

期 限	亡くなられた日から 3ヶ月以内	手 続 き できる方	相続人代表者
必 要 な も の	【法定相続人の方が相続される場合】 ・ 申告者の本人確認書類 【法定相続人以外の方が相続される場合】 ・ 申告者の本人確認書類と遺言書の写し等		
問合せ先	課税課 ☎ 06-6902-5918		
備 考	相続登記が済んでいる方は、申告は不要です。		

市民税が課税されていた

被相続人の納税義務の承継、相続人代表者指定届出書の提出

亡くなられた方に市民税・府民税が課税されている場合、市民税・府民税の納税通知書に関する書類は、相続人の代表者（例：同一世帯の親族の方など）に送付することになります。

【①相続される方で同一世帯ではない場合】

- ・亡くなられた方と同一世帯以外の方が相続人となる場合は、相続人代表者が「相続人代表者指定届出書」に必要事項を記入し、提出してください。

【②相続放棄される場合】

- ・相続人代表者が相続放棄される場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要です。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き できる方	①相続人代表者 ②相続放棄される方々
必 要 な も の	【①相続される方で同一世帯ではない方】 ・相続人代表者の本人確認書類 ・続柄のわかる戸籍謄本の写し 【②相続放棄される方】 ・相続放棄申述受理通知書		
問 合 せ 先	課税課 ☎ 06-6902-5898		
備 考	相続放棄をされる場合は、対象になる相続人全員分の「相続放棄申述受理通知書」の提出が必要です。		

MEMO

市税の納付が済んでいない

納付に係る手続き

亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き できる方	相続人
必 要 な も の	・ 相続人の本人確認書類		
問合せ先	収納課 ☎ 06-6902-5935		
備 考			

市税などを口座振替で納めていた

口座の変更など

亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合は、口座の変更などが必要になりますので、窓口または電話にてご相談ください。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き できる方	相続人など
必 要 な も の	なし		
問合せ先	収納課 ☎ 06-6902-5939		
備 考			

児童手当を受給していた

①受給者変更の手続き

受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払いの手当がある場合は別途手続きが必要です。

②資格消滅届または額改定届の提出

対象児童が亡くなられた場合、死亡日の属する月まで手当が支給されます。

期 限	原則、受給者及び対象児童が亡くなられた日の翌日から数えて 15 日以内 ※手続きが遅れると支給できない月が生じる可能性があります。	手 続 き で き る 方	①児童を養育される方 ②受給者
必 要 な も の	①受給者変更の手続き 【児童の養育者となる方の持ち物】 ・来庁者の本人確認書類 ・本人の口座がわかるもの ・支給対象児童の口座がわかるもの ②資格消滅届または額改定届の提出 ・来庁者の本人確認書類		
問 合 せ 先	こども政策課 ☎ 06-6902-6186		
備 考			

MEMO

こども医療証をお持ちの場合

こども医療証の返還、資格喪失届の提出

対象児童が亡くなられた場合、こども医療証の返還が必要です。

期 限	お早めにご相談ください。	手 続 き できる方	児童を養育される方
必 要 な も の	・ こども医療証 ・ 来庁者の本人確認書類		
問合せ先	こども政策課 ☎ 06-6902-6186		
備 考			

児童扶養手当を受給していた

①受給者死亡届の提出

受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払いの手当がある場合は別途手続きが必要です。

②資格喪失届または額改定届の提出

対象児童が亡くなられた場合、死亡日の属する月まで手当が支給されます。

期 限	お早めにご相談ください。	手 続 き できる方	①児童を養育される方 ②受給者
必 要 な も の	①受給者死亡届の提出 ・ 来庁者の本人確認書類 ・ 対象児童の口座がわかるもの ※担当課にご相談ください。 ②資格喪失届または額改定届の提出 ・ 来庁者の本人確認書類		
問合せ先	こども政策課 ☎ 06-6902-6186		

ひとり親家庭医療証をお持ちの場合

ひとり親家庭医療証の返還、資格喪失届の提出

ひとり親家庭医療証の返還が必要です。

期 限	お早めにご相談ください。	手 続 き できる方	児童を養育される方
必 要 な も の	・ひとり親家庭医療証 ・来庁者の本人確認書類		
問合せ先	こども政策課 ☎ 06-6902-6186		
備 考			

配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭となった

児童扶養手当認定請求及びひとり親家庭医療証の交付申請

配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭となった方が受けられる手当・医療で、事前に相談資料を作成する必要があります。

期 限	お早めにご相談ください。	手 続 き できる方	児童を養育される方
必 要 な も の	・担当課にご相談ください。		
問合せ先	こども政策課 ☎ 06-6902-6186		
備 考			

特別児童扶養手当を受給していた

①受給者変更の手続き

受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払いの手当がある場合は別途手続きが必要です。

②資格喪失届または額改定届の提出

対象児童が亡くなられた場合、死亡日の属する月まで手当が支給されます。

期 限	お早めにご相談ください。	手 続 き で き る 方	①児童を養育される方 ②受給者
必 要 な も の	①受給者変更の手続き ・来庁者の本人確認書類 ・対象児童の口座がわかるもの ※担当課にご相談ください。 ②資格喪失届または額改定届の提出 ・来庁者の本人確認書類		
問 合 せ 先	こども政策課 ☎ 06-6902-6186		

MEMO

保育園や幼稚園に在籍している児童が世帯にいる場合

必要な手続きの確認

亡くなられた方が保育園や幼稚園に在籍されている場合、退園の手続きが必要になります。ご家族の方が亡くなられた場合は、緊急連絡先などの変更が必要になることがあります。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き できる方	児童の保護者
必 要 な も の	なし		
問 合 せ 先	保育幼稚園課 ☎ 06-6902-6757 在籍されている施設		
備 考			

放課後児童クラブに通っていた

放課後児童クラブ退会願の提出

亡くなられた方が放課後児童クラブに通っていた場合、退会の手続きが必要です。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き できる方	児童の保護者
必 要 な も の	なし		
問 合 せ 先	保育幼稚園課 ☎ 06-6902-6404		
備 考			

ファミリー・サポート・センターの会員登録をしていた

退会の電話連絡

亡くなられた方がファミリー・サポート・センターの会員登録をしていた場合、退会の手続きが必要です。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き できる方	親族
必 要 な も の	なし		
問合せ先	かどまファミリー・サポート・センター ☎ 072-882-0123		
備 考			

就学援助もしくは特別支援教育就学奨励費を受給している保護者である場合

受給者や受給方法の確認または変更

亡くなられた方が就学援助もしくは特別支援教育就学奨励費を受給している保護者である場合、必要に応じて振込口座の変更や、各学校からの直接支給への切り替えを行います。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き できる方	保護者
必 要 な も の	・ 本人確認書類 ・ 金融機関の通帳またはキャッシュカードの写し		
問合せ先	学校教育課 ☎ 06-6902-7107		
備 考			

上下水道を使用していた

名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要です。

期 限	死亡の事実が判明した時点で ご連絡ください。	手 続 き できる方	親族または同居者が望ましい
必 要 な も の	なし		
問合せ先	お客さまセンター ☎ 06-6903-2121		
備 考	電話手続き可		

下水道事業受益者負担金を納付中であった

受益者変更届の提出

下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きが必要です。

期 限	受益者の変更があった 14 日以内	手 続 き できる方	親族または同居者が望ましい
必 要 な も の	なし		
問合せ先	お客さまセンター ☎ 06-6903-8149		
備 考	郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。		

農地を所有していた

農地法に基づく届出

相続により農地を取得した場合は、農業委員会に届出が必要です。
農地を相続された際は、農業委員会事務局までご相談ください。

期 限	相続開始を知ったときから 10ヶ月以内	手 続 き できる方	相続人
必 要 な も の	・届出書（農業委員会指定の様式） ・土地の登記簿謄本（原本） ・亡くなられた方の戸籍（除籍）謄本（死亡年月日が確認できるもの） ※その他農業委員会が必要と認める書類		
問合せ先	農業委員会事務局 ☎ 06-6902-6317		
備 考			

市営住宅に入居していた

異動届の提出及び市営住宅承継承認申請または市営住宅返還届の提出

収入などの条件により、案内する内容が異なるため、市営住宅の窓口へご相談ください。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き できる方	相続人など
必 要 な も の	・印鑑（認印） ※その他条件により追加で必要なものがあります。		
問合せ先	門真市営住宅管理センター ☎ 06-6967-8799		
備 考			

遺品整理で出た物をクリーンセンターへ直接持込んで処分したい

クリーンセンターへの持込み

遺品整理で出た物をクリーンセンターへ直接持込んで処分したい場合は、平日で前日までに予約を取る必要があります。

期 限	なし	手 続 き できる方	親族
必 要 な も の	亡くなられた方の住所が確認できる書類 (死亡届、公的機関からの郵便物、賃貸契約書など)		
問合せ先	クリーンセンター施設課 ☎ 06-6909-4392 持込みごみ予約受付 ☎ 06-6909-3551		
備 考	持込みではなく収集運搬を希望される方は、 右記 QR コードをご確認ください。 		
	問合せ先：環境政策課 ☎ 06-6902-6490 市 HP：『遺品整理ごみの処理方法』		

市営有料自転車駐車場の定期利用者

定期使用料還付申請書の提出

市営有料自転車駐車場の利用者のうち、定期券を購入して利用されている場合、残りの期間の定期料金を還付します。申請手続きは、ご利用の駐車場管理員にお申し出ください。

期 限	定期利用期間内まで	手 続 き できる方	どなたでも可
必 要 な も の	・定期駐車券 ・定期駐車ステッカー（自転車貼付けの物） ・定期使用料還付申請書（管理員に申出） ・還付金振込先がわかるもの（通帳の写し等）		
問合せ先	道路公園課 ☎ 06-6902-6645		

門真市有功者として表彰されたことがある方

亡くなられた方が過去に門真市有功者として表彰されている場合は、亡くなられた旨と通夜・告別式等の詳細をご連絡ください。

期 限	速やかに	手 続 き できる方	親族が望ましい
必 要 な も の	なし		
問合せ先	秘書課 ☎06-6902-5536		
備 考	電話手続き可		

自治会に加入していた。

弔慰金の請求

加入自治会によっては、弔慰金の支給がありますので、お住まいの自治会長等へご確認ください。

期 限	自治会に要確認	手 続 き できる方	自治会に要確認
必 要 な も の	自治会に要確認		
問合せ先	地域政策課 ☎06-6902-6034		
備 考	窓口にて自治会情報の確認は可能（電話では不可）		

本市に居住する方が、本市内において発生した交通災害（道路交通法に規定する車両その他による事故により人身に受ける災害）により死亡した場合（ただし、死亡した者の故意または重大な過失により生じた犯罪行為であるときを除く）

交通災害弔慰見舞金の請求

交通災害による死亡の場合は、交通災害弔慰見舞金（死亡した人1人につき50,000円）を支給します。必要なものをご準備の上、窓口にてお手続きください。

期 限	被害を受けた時から 2年以内	手 続 き で き る 方	遺族の代表者1人（遺族の範囲及び優先順位の規定があります。詳細はお問い合わせください。） 代理人が請求人または受取人となるときは、見舞金を受け取ることができる方の委任状が必要です。
必 要 な も の	・ 交通災害弔慰見舞金請求書（市指定の様式） ・ 自動車安全運転センターの証明する交通事故証明書またはこれに代わるべき書類で市長が適当と認めるもの ・ 死亡診断書または死体検案書 ・ 戸籍謄本 ・ 住民票の除票またはこれに類するもの ・ 代理人が請求人または受取人となるときは、見舞金を受け取ることができる方の委任状 ・ その他市長が必要と認める書類		
問 合 せ 先	危機管理課 ☎ 06-6902-5812		
備 考			

本市に居住する方が、本市内において火災、風水害、震災による災害に罹り死亡した場合（ただし、死亡した者の故意または重大な過失により生じた犯罪行為であるときを除く）

災害弔慰見舞金の請求

火災、風水害、震災による災害に罹り死亡したことによる死亡の場合は、災害弔慰見舞金（死亡した人1人につき50,000円）を支給します。必要なものをご準備の上、窓口にてお手続きください。

ただし、法令で定める災害弔慰金の支給要件に該当する場合は、災害弔慰見舞金の支給対象外となるため、別途ご案内いたします。

期 限	被害を受けた時から 2年以内	手 続 き で き る 方	遺族の代表者1人（遺族の範囲及び優先順位の規定があります。詳細はお問い合わせください。） 代理人が請求人または受取人となる場合は、見舞金を受け取ることができる方の委任状が必要です。
必 要 な も の	・災害弔慰、災害見舞金請求書（市指定の様式） ・消防署の証明する罹災証明書またはこれに類するもの ・死亡診断書または死体検案書 ・戸籍謄本 ・住民票の除票またはこれに類するもの ・代理人が請求人または受取人となる場合は、見舞金を受け取ることができる方の委任状 ・その他市長が必要と認める書類		
問合せ先	危機管理課 ☎ 06-6902-5812		
備 考			

本市に居住する方が、本市内において犯罪行為（人の生命を害する罪に当たる行為、（交通災害の要因となるものを除く））による災害にり災し死亡した場合（ただし、死亡した者の故意または重大な過失により生じた犯罪行為であるときを除く）

災害弔慰見舞金の請求

犯罪行為による災害にり災したことによる死亡の場合は、災害弔慰見舞金（死亡した人1人につき50,000円）を支給します。必要なものをご準備の上、窓口にてお手続きください。

期 限	被害を受けた時から 2年以内	手 続 き で き る 方	遺族の代表者1人（遺族の範囲及び優先 順位の規定があります。詳細はお問い合 わせください。） 代理人が請求人または受取人となるとき は、見舞金を受け取ることができる方の 委任状が必要です。
必 要 の な も の	・ 災害弔慰、災害見舞金請求書（市指定の様式） ・ 死亡診断書または死体検案書 ・ 戸籍謄本 ・ 住民票の除票またはこれに類するもの ・ 代理人が請求人または受取人となるときは、見舞金を受け取ることができる方の委任状 ・ その他市長が必要と認める書類		
問 合 せ 先	人権市民相談課 ☎ 06-6902-6079		
備 考			

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

市役所以外での主な手続き一覧

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
加入していた健康保険が、国民健康保険、後期高齢者医療保険以外だった。	☐	葬祭費の申請など	保険証または資格確認書の発行元にお問い合わせください。
次に掲げるものを契約していた。 ①電気 ②ガス ③固定電話・携帯電話 ④新聞・雑誌の購読 ⑤NHK受信料 ⑥インターネット ⑦ケーブルテレビ ⑧クレジットカード ほか	☐	解約、名義変更	それぞれの契約先
運転免許証を持っていた。	☐	運転免許証の返納	門真警察署 ☎ 06-6906-1234
不動産（土地、家屋など）を所有していた。	☐	土地、家屋などの相続登記	大阪法務局 守口出張所 ☎ 06-6991-2817
金融機関に預貯金があった。 または、株式などを所有していた。	☐	口座解約など	各金融機関、 各証券会社
生命保険、損害保険などに加入していた。	☐	死亡保険金や入院保険金の請求など	各保険会社
在留カード、特別永住者証明書を持っていた。	☐	在留カード、特別永住者証明書の返還	大阪出入国在留管理局 ☎ 0570-06-4259

◆ 戸籍について

日本国民の国籍とその親族的身分関係（夫婦、親子等の親族法における身分上の地位）を「戸籍」という公文書登録（記録）し、これを公証することを目的とするものです。

◆ 亡くなられた方の戸籍について

1 各種手続きで使う戸籍（除籍）謄本・抄本について

亡くなられた方の名義である預貯金、土地登記等相続に関する手続きのため死亡の記載がある戸籍（除籍）謄本・抄本などが必要になる場合があります。その際一般的に使用する戸籍の証明書に関する用語についてご説明します。

用語	説明
本籍地	戸籍を置いてある場所のことです。
戸籍の筆頭者	戸籍の最初に氏名が書かれている人です。 亡くなくても変更はされません。
除籍	死亡、婚姻、離婚、転籍などで戸籍から除かれることです。 全員が除かれた状態の戸籍の証明書を除籍謄本・抄本といいます。
改製原戸籍	法改正により戸籍の改製が行われた際の、改製される前の古い戸籍のことです。（門真市は平成 18 年 2 月 18 日に改製しています）
戸籍の記載事項証明書 （死亡の記載があるもの）	届出された死亡届（死亡診断書含む。）の写し、市町村長の認証印が押印されています。ただし、交付には、使用目的、提出先の制限があります。
戸籍の附票の写し	戸籍に記載されている方の生年月日、性別、住民登録地及び住所を定めた日が記載されています。（生年月日及び性別は、令和 4 年 1 月 10 日以前に除かれた方には記載されません）
戸籍謄本 （全部事項証明）	戸籍の記載内容のすべてを証明したものです。
戸籍抄本 （個人事項証明）	戸籍の記載内容の個人を証明したものです。

2 生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍について

出生の届出をして戸籍に記載されてから死亡の届出をして除籍されるまでの戸籍のことです。多くの方は、婚姻、転籍、戸籍の改製などを経て複数の戸籍がつくられていることがあります。相続などの手続きでは、法定代理人調査のため亡くなられた方の生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍が必要となることがあります。（戸籍、除籍、改製原戸籍 等）

3

戸籍謄本などのご請求について

本人、配偶者、直系親族の方は、以下の証明書を最寄りの市区町村の窓口で請求できます。

- ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- ・除籍全部事項証明書（除籍謄本、改製原戸籍謄本）

注意：個人事項証明書、一部事項証明書、紙戸籍等のコンピュータ化していない一部の戸籍・除籍は本籍地以外で発行できません。また本籍地で発行制限されている戸籍も本籍地以外で発行できません。

※第三者請求について

本人、配偶者、直系親族以外の方が自己の権利を行使、または自己の義務を履行するために戸籍謄本などを請求する場合は、本籍地の市区町村以外で請求できません。

例：委任状を用いた代理人請求

疎明資料等を提示して請求する第三者請求

◆亡くなられた方の住民票（除票）について

1

住民票（除票）を請求できる方

- ・自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある方
- ・国または地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- ・その他住民票の記載事項を利用する正当な理由がある方

疎明資料をご持参ください。

2

マイナンバー記載の住民票（除票）の取得について

亡くなられた方のマイナンバー記載の住民票（除票）は制度上、取得することができません。

MEMO

MEMO

委任状

下記の1～3まで必ず委任者本人がご記入ください（自署又は記名押印してください）

門真市長様

1. 【委任者】（頼む人）

（記入日） 年 月 日

（住所）

（氏名）

（生年月日） 年 月 日

（電話番号） — —

印鑑登録を
希望する印

印鑑登録を委任する場合は
必ず登録する印鑑を押印し
てください。委任状に押印
した印鑑以外は登録できま
せん

*代理人の認印も持参願います

2. 【代理人】（窓口に来る人）

（住所）

（氏名）

（生年月日） 年 月 日

3. 【委任事項】

必ず☑を入れてください。（ ）には詳しく内容を記入してください。）

●証明書発行・各種届出に関する手続き

☐住民票(除票)の交付申請

☐住民票の交付申請（マイナンバー記載のもの）

（使用目的または提出先： ）

☐住民票記載事項証明書の交付申請

☐戸籍謄（抄）本の交付申請

☐戸籍の附票の交付申請

☐印鑑登録の申請

☐住所変更（転入・転出・転居等）

☐その他（ ）

●マイナンバーカードに関する手続き

☐電子証明書の更新・新規発行

☐暗証番号再設定

☐住所変更、氏名変更等

☐申請用紙の発行

☐顔認証マイナンバーカードへの設定切替申請

☐その他（ ）

【注意事項】（必ずお読みください）

●委任状は、必ず委任者（頼む人）本人が委任状の全てを記載し、代理人（窓口に来る人）にお渡しください。（代理人が記載する箇所はありません）

●委任状に記載された内容に疑義がある場合は、確認で委任者本人に連絡することがあるため、委任者の電話番号を必ず記載してください。

●委任者本人によらない委任状の作成など、偽造が判明した場合は、刑法により罰せられるおそれがあります。

●委任状の内容に不備（記載漏れ等）がある場合は受け付けることができません。

住民票の写し等 郵送請求用申請書

門真市長 宛

令和 年 月 日

【必要な通数を書いてください。】

※太枠の中はすべてご記入ください。

住民票の写し(世帯全員)	400 円	通	住民票記載事項証明書(全部)	400 円	通
住民票の写し(世帯一部)	400 円	通	住民票記載事項証明書(一部)	400 円	通
除かれた住民票の写し	400 円	通			

【どなたの証明が必要ですか？】

住 所			
フリガナ		生年月日	
氏 名		明・大・昭・平・令 年 月 日生	
使用目的 又は提出先			
住民票には下記の項目の表示が省略されています。記載が必要な項目には☑印をつけてください。 ☐世帯主氏名・続柄 ☐本籍・筆頭者氏名 ☐外国人特有記載項目 (国籍・在留資格等)			

【申込人】

☒ 印をつけてください ☐ 本人 ☐ 同一世帯人 配偶者・子・親 ☐ 代理人 ☐ その他（ ）	住 所	〒 -	
	フリガナ		日中連絡のとれる電話番号
	氏 名		- -

【同封するもの】

- ①手数料分の郵便定額小為替（郵便局にて販売しています。切手、現金では受付できません。）
郵便定額小為替には何も記入しないでください。
- ②本人確認資料のコピー（運転免許証・資格確認書など）
- ③返信用封筒（切手を貼り宛名を書いたもの）※申込人の住民登録地以外には送付できません。
- ④申込人が代理人の場合は請求対象者本人自署の委任状および代理人の本人確認資料（運転免許証・資格確認書など）の写しが必要です。

※マイナンバーの記載が必要な場合は上記の「使用目的又は提出先」欄に、マイナンバーが記載された住民票が必要である旨を記入し、提出先をできる限り詳細に記入してください。

(例：マイナンバー記入の住民票が必要 使用目的：勤務先に提出 提出先：〇〇〇会社 など)

また、マイナンバー記載の住民票は請求対象者本人の住民登録地以外には送付できません。

〒571-8585
大阪府門真市中町1番1号
門真市役所 市民課
お問い合わせ 06-6902-5983(直通)

戸籍証明(戸籍謄抄本)等請求書(郵送請求用)

市区町村長宛て		※太枠内は全てご記入ください			
必要な戸籍の表示		記入年月日 年 月 日			
本籍	番地 市 町 番 ※記入がない場合発行できません。				
筆頭者氏名	フリガナ ※記入がない場合発行できません。	生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日			
筆頭者とは戸籍の一番最初に記載されている方のことで、その方が亡くなっていても変わりません。					
手続きをされる方 (代理人が手続きをされる場合は代理人)	フリガナ 自署又は記名押印	生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日			
	氏名				
	住所 〒 -				
	【必須】昼間連絡のつく電話番号(携帯可)	- -			
戸籍に記載されている方との関係	請求者と戸籍に記載されている方(氏名)との関係 ☐ 本人 ☐ 子 男 ☐ 孫 ☐ その他 (☐ 配偶者 女 ☐ 父母 ☐ 祖父母				
必要な戸籍等に記載されている以外の方は、請求資格を確認するため続柄関係がわかる戸籍等の写しを添付してください。					
代理人が請求する場合は委任者作成の委任状等が必要です。		☐ 代理人 (からの委任)			
※手数料は市区町村により異なりますので、必ず本籍地の役所にお問合せください。					
何が何通必要ですか 全部事項(謄本) 個人事項(抄本) 必要な方の氏名等を書いてください					
必要な証明書の種類と通数	戸籍	450円	通	通	フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日
	除籍	750円	通	通	フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日
	改製原戸籍	750円	通	通	フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日
	戸籍の附票の写し	400円	(全部) 通	(一部) 通	フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日
	特別請求 ☐ 本籍・筆頭者 ☐ 在外選挙人登録 記載が必要な場合は印をつけてください(原則省略)				
	身分証明書	400円	通	通	フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日
	独身証明書	400円	通	通	フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日
	受理証明書	350円	届出の内容 ☐ 出生 ☐ 死亡 ☐ 婚姻 ☐ 離婚 ☐ その他 () 届出年月日 昭・平・令 年 月 日 氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日		
その他	円	通			
特記事項 右に該当する場合またはどのような戸籍が必要か印を入れて記入してください	☐ 3か月以内に () 届を 年 月 日に 市町村に提出 ☐ 相続により、氏名 () の死亡の記載がある戸籍が必要 氏名 () の生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍が必要 ☐ その他(詳しくお書きください) []				
請求理由	☐ 戸籍届出 ☐ 相続 ☐ 裁判 ☐ 保険 ☐ 年金 ☐ パスポート ☐ 免許・許可申請 ☐ その他 () 上記の詳しい理由をお書きください ()				

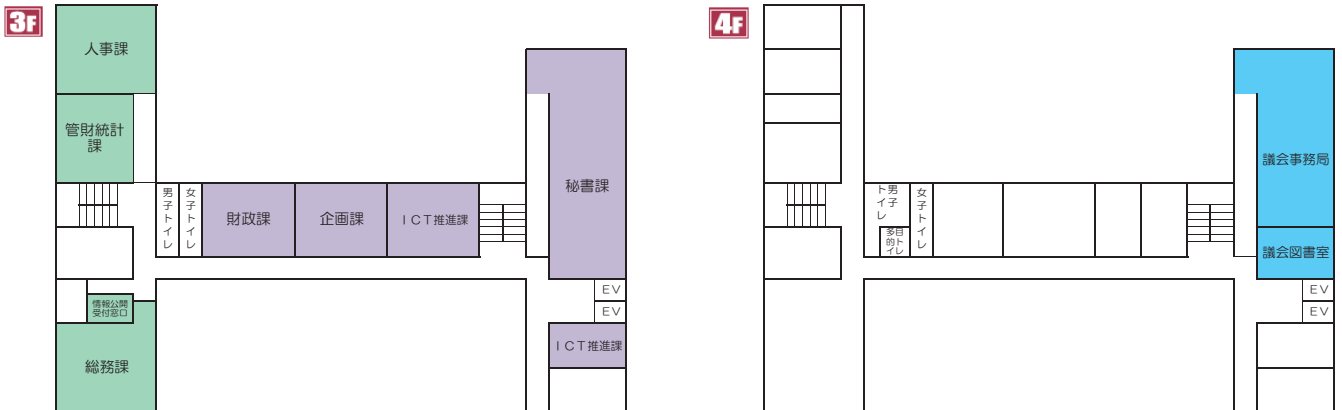
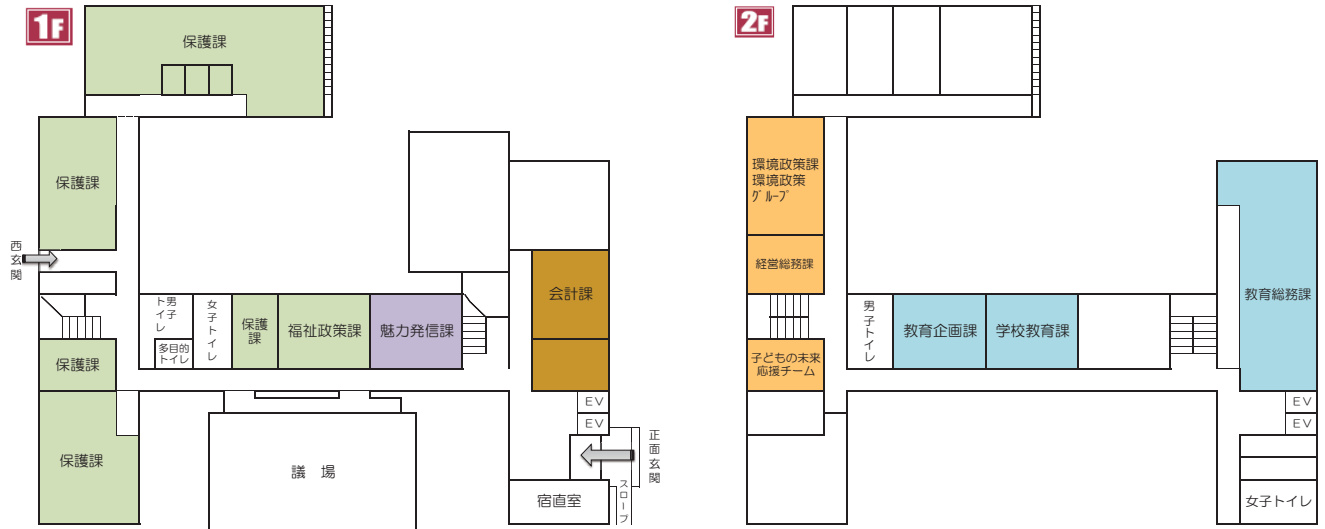
偽りその他不正な手段により、証明書の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。

門真市庁舎のご案内

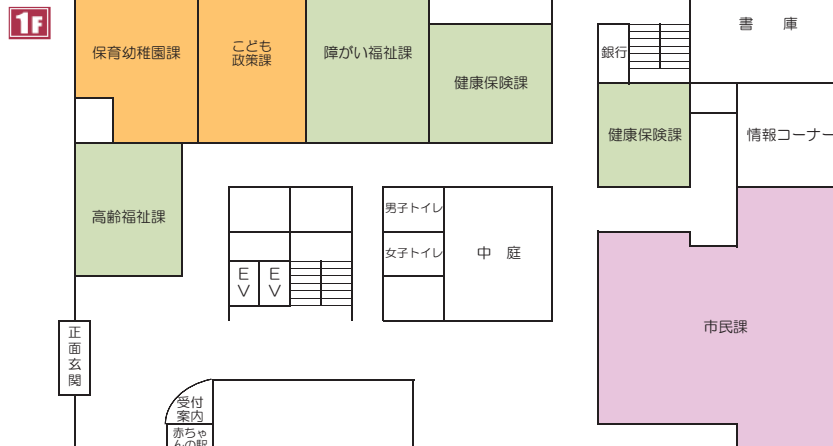
※令和7年2月時点のレイアウトです。4月以降、変更となる場合があります。

令和7年2月

本館



別館

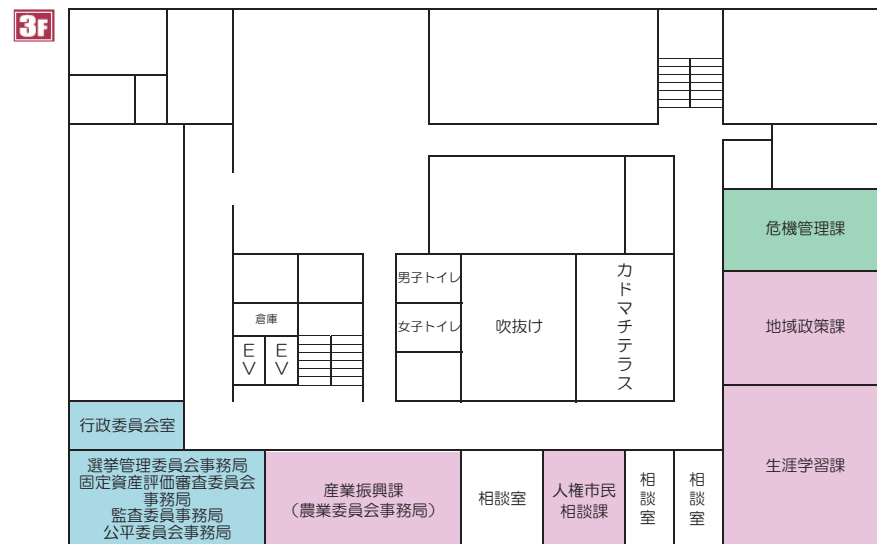
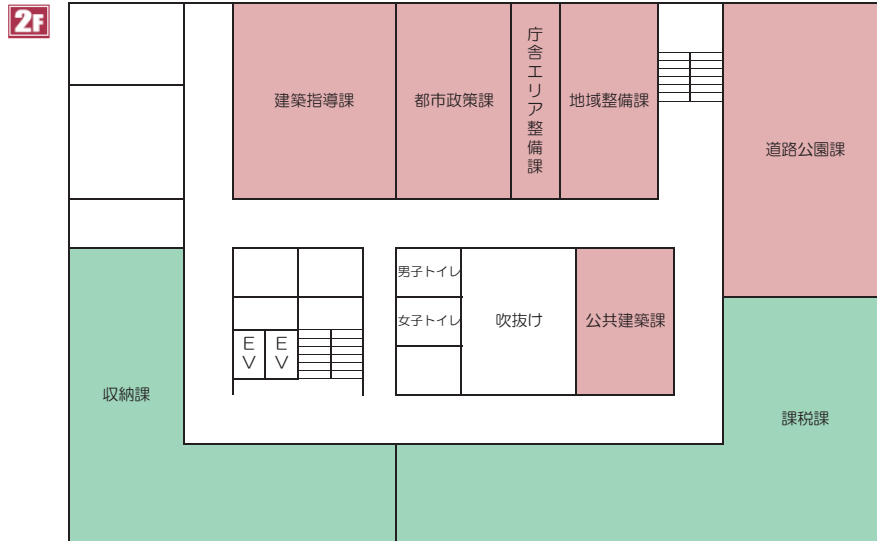


門真市庁舎のご案内

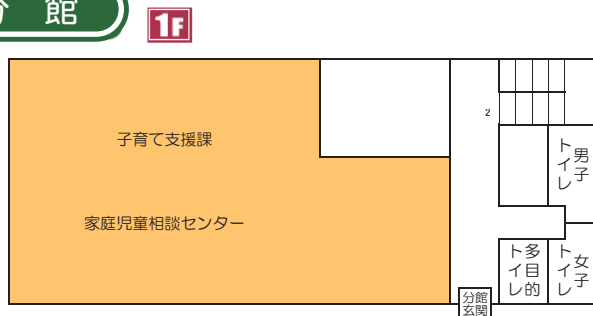
※令和7年2月時点のレイアウトです。4月以降、変更となる場合があります。

令和7年2月

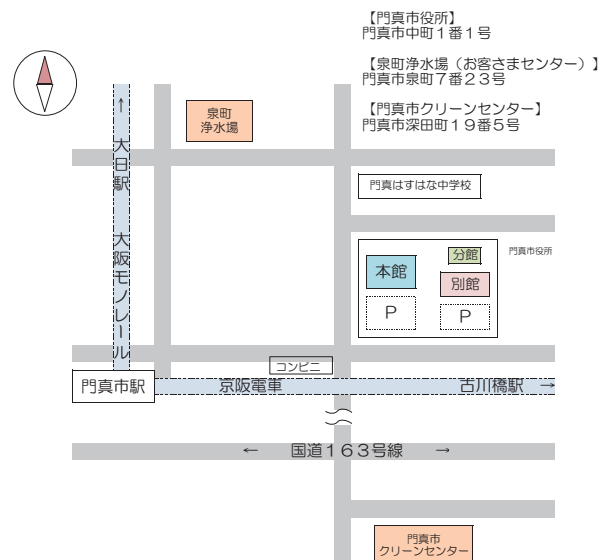
別館



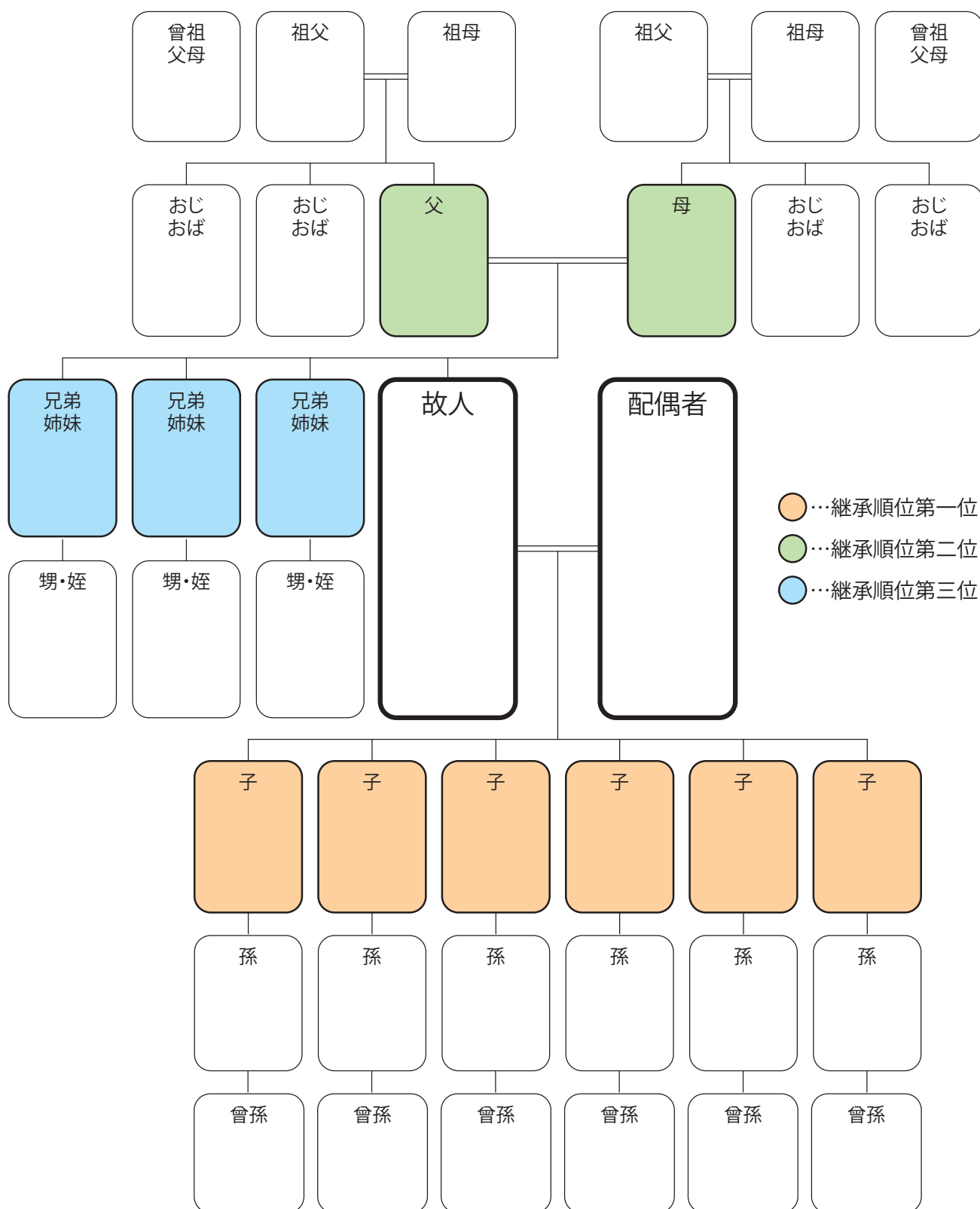
分館



※令和7年4月より、放課後児童クラブとファミリーサポートセンターの業務の所管が、子育て支援課から保育幼稚園課に変更となります。場所および電話番号の変更はありません。



家系図（3親等以内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

所有者不明土地の解消に向けて
不動産の登記に関するルールが大きく変わりました



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化されました!!

POINT
1

相続登記は、亡くなった日から3年以内に申請してください



- 死亡後に土地の所有が判明した場合など、死亡日より後に不動産を相続したことを知った場合は、知った日から3年を経過するまでが申請期限となります。

POINT
2

令和6年4月1日より前に亡くなっている場合は、令和9年3月31日が申請期限です



- 死亡日が令和6年4月1日より前であっても義務化の対象ですが、3年の猶予期間が設けられており、申請期限は施行日から3年後の令和9年3月31日となります。

POINT
3

令和9年4月以降、申請期限を経過すると10万円以下の過料が科されることがあります



- 過料が科される前には、必ず法務局から一定期間内に登記の申請をするよう通知（催告）があり、次のような場合は過料が科されません。
 - ① 催告に応じて相続登記の申請をしたとき
 - ② 相続した者が重病であるなど、登記をしないことに正当な理由があるとき

POINT
4

司法書士等の専門家に相続手続を依頼することもご検討ください



- 相続手続は、戸籍による相続人の確認や相続財産の特定、遺産分割協議など、登記手続の前に確認・決定すべき事項也多岐にわたります。
相続手続について、司法書士等の専門家に相談・依頼することをご検討ください。
- 特に、①相続の発生から長期間経過している、②数次相続(※)が発生している、③兄弟姉妹が相続人になるなどの場合は、権利関係が複雑になり、ご自身での手続が難しいと感じる方が多いです。
※ 相続の発生後、遺産分割などの相続手続が終わる前に相続人が死亡し、次の相続が開始していること。

大阪司法書士会では、
無料相続登記相談の実施や、
司法書士の紹介を行っています。
詳しくは大阪司法書士会の
ホームページを
ご確認ください→→→



大阪法務局

相続登記の申請義務化に
ついては、大阪法務局の
ホームページでも
詳しく案内しています→→→



MEMO

ご遺族の皆様へ

故人のご逝去につき、謹んでお悔やみ申し上げます

遺品整理 不用品整理

門真市を
中心に大阪、
京都、奈良へ
お伺いします!

こんなお悩みはございませんか？

☒ 遺品整理

☒ 引越しやお片付け

☒ 生前整理

「**遺品整理士**」の資格を持つスタッフが
対応させていただきます。

遺品整理で出たゴミ(一般廃棄物)については、当社で処分いたします。
処分の手続きについては、P35をご確認ください。

お気軽にお問い合わせください。

 **ネクストサポート** NEXT SUPPORT

(運営会社：株式会社 ANJI)



0120-511-880

営業時間：9:00～20:00 定休日：不定休

〒571-0029 大阪府門真市打越町 9-3

FAX：072-819-0070

産業廃棄物収集運搬業許可 大阪 02700221239
古物商許可証 第 62230R025811 号
遺品整理士認定番号 第 IS06624 号



おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がいない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします

元氣なうちに事前準備をしておかないと…

施設入居・入院

身元保証人がおらず
高齢者住宅や介護施設へ入居できない



病気・認知症

認知症になってしまった場合に、役所での手続きや
お金の管理を行ってくれる人がいない



葬儀・お墓

自分が希望する形の
葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない



身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

施設入居・入院

身元保証

介護施設や病院への入居・入院時に
身元保証人を引き受け

認知症

任意後見契約

認知症発症時に、支払や手続き・
契約行為を代行

葬儀・お墓

死後事務委任

葬儀や納骨・供養の希望を
聞いてご逝去後も確実に実行

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた
生前準備パック

専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します！

ご案内・ご相談からご紹介までお任せください！



0120-982-219

[受付時間]
9:00～17:30(年中無休)
※年末年始を除く

わたしの死後手続きHP: <https://watashigo.com>

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。
専門事業者とのお契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。
※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら



発 行 門真市

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2025 年 4 月

※このおくやみハンドブックは、2025年3月時点での情報で発行しております。内容につきましては、今後変更となる場合がございますのでご了承ください。

※この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。広告主及び広告内容を門真市が推奨するものではありません。広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。